

議案第36号

大府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

大府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月2日提出

大府市長 岡村 秀人

大府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大府市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年大府市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種類	勤務の内容	支給単位	支給額	種類	勤務の内容	支給単位	支給額
災害応急作業等手当	消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として従事する業務又は異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、災害対策基	日額	<u>1,440円</u> （災害対策基本法に基づく立入禁止等の措置がなされた区域等、市長が著しく危険と認める区域での業務に従事した場	災害応急作業等手当	消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として従事する業務又は異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、災害対策基	日額	<u>1,080円</u> （災害対策基本法に基づく立入禁止等の措置がなされた区域等、市長が著しく危険と認める区域での業務に従事した場

改正後				改正前			
	<p>本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項若しくは第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された大府市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策若しくは災害復旧に係る業務</p>		<p>合にあっては <u>2,880円</u></p>		<p>本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項若しくは第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された大府市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策若しくは災害復旧に係る業務</p>		<p>合にあっては <u>2,160円</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大府市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。